

計画経済期における中国の社会主義的福祉政策の考察

黄璋¹

要旨

本稿は計画経済期（1949-1978年）における中国の社会主義福祉政策を政策原理と政策実態の両方面から考察する。政策原理について、急速な工業化の目標および農民を残酷なまでに搾り上げる発展戦略から検討する。政策実態について、救済措置から「統包統配」の労働力計画配置政策への転換、就労政策の課題と失業率ゼロの虚実を検討した上で、都市「単位保障」の実像及び農村「集団保障」の本質を明らかにし、さらにこうした福祉政策における不平等と格差を検討する。

キーワード：計画経済 福祉政策 職業分配 単位保障 集団保障

I. はじめに

一般的に、近代的な社会保障制度は資本主義社会が発達するに従って生成し発展してきたものであるとされる。言い換えれば、社会保障制度は、資本主義社会の形成と発展を前提として必要とされる社会的な仕組みであると言ってよい²。しかし、中国の社会保障制度は、資本主義社会の段階を経ることなく、社会主義革命によって計画経済システムの中に社会主義理論に則って設計され、欧米とは異なる歴史的過程の中から生み出されるものである。ハイエクの自生的秩序論を借りれば、中国の社会保障制度が自生的に成立した制度ではなく、設計された制度である。改革開放期（市場経済期）における福祉政策の改革は、基本的に計画経済期に形成された福祉政策を取り替え、近代的な社会保障制度（西側の社会保障制度）を導入する過程であると言っても過言ではない。とはいえ、社会主義的イデオロギーや計画経済期の福祉政策の遺制など

が、改革開放期の福祉政策改革に影響を及ぼしているのが言うまでもないことである。したがって、計画経済期に焦点をあて、現在中国の社会保障制度の起点となった社会主義的福祉政策がどのように設計され作り出されたのか、およびその政策の実態がどのようになっていたのか、という歴史の中での制度形成と制度の実態を考察することが、改革開放期の福祉政策改革と発展をとらえることに寄与することができるであろう。

II. 社会主義国家の福祉政策をめぐる先行研究

歴史を振り返ると、資本主義は富を生み出す一方で、不安をも生み出してきた。資本主義社会の歴史は、この不安を和らげる「クッション」を作り出す歴史であると言ってよい³。この「クッション」とは、社会保障あるいは福祉国家のことである。福祉レジーム論者のエスピン・アンデルセンは、『福祉資本主義の三つの世界』において、資本主義国家を前

提に、自由主義的、保守主義的、普遍主義的レジームという三つの分析枠組を考案し、福祉主義国家のタイプを類型化した⁴。近年は、旧ソ連・東欧の社会主義国家の経験に基づく社会主義福祉国家論も出現している⁵。宇佐見（2010）によれば、これらはエスピン・アンデルセンの資本主義国家における福祉レジーム論を参考に、社会主義福祉国家の特色を見出し、形成要因を分析し、それを福祉比較レジーム論に位置づけようとする試みである⁶。これらの社会主義福祉国家論における福祉政策の特質としては、「①「勤労を義務」とする形式的な完全雇用、②就労を前提とする低水準ながらも普遍的な福祉供給、③国家による生活必需品の価格統制や現物支給、および職場（勤務先）を経由して提供される「国家的生活保障」、④男女平等、女性就労支援制度の整備、などが挙げられる」⁷。社会主義福祉国家論における福祉政策では、国ごとに異なる部分も存在するものの、その基本的な特質は社会主義国家に共通するとされる⁸。

また、資本主義福祉国家の形成要因には、民主主義社会における権力資源動員論、階級同盟論などがある。これに対して社会主義国家の福祉システムは、選挙や利益団体の不在の下で如何に形成されたのだろうか。その答えとして、社会主義経済システム、権威主義体制が社会の支持を得るための社会契約の一部であったこと、また経済成長に伴い社会が分配を求める圧力への対応でもあったこと、国民を社会主義体制へ従わせる手段であったこととされている⁹。

中国の社会主義福祉政策は、ソ連の福祉政策をモデルにして導入されたものであって、旧ソ連・東欧を代表する社会主義国家福祉政策と共通点を有することに間違いはない。とはいえ、ソ連と比べれば、中国の特異点も存在していることは否定できない。たとえば、厳格な戸籍制度に基づく都市農村二分化の福

祉システムが存在し、農村部が国家福祉システムから排除されていることである。ソ連は移動を制限する居住登録制や居住許可（Propiska）制度¹⁰が存在しているといえども、中国ほど厳しい規制はなかった¹¹。しかもソ連では、1960年代半ば以降に国家福祉システムの範囲は農村部にまで拡大した。中国の社会主義福祉政策は「国家・単位保障モデル」¹²あるいは「単位福祉モデル」¹³という形で整備され、あくまでも都市人口を対象としたものである。こうした政策の形成過程、特徴に関する研究は膨大に蓄積されているが、これまでの研究は、制度的アプローチから福祉供給側の主体に着目した研究が圧倒的に多い。例えば、鍾（2008）¹⁴は毛沢東時代を支える重要な柱の国有企業、集団企業、農地改革、中央・地方関係という制度を論ずる上で、社会福祉政策の展開過程と内容を考察したが、福祉政策の政策原理に関する分析を行ってこなかった。田多（2004）¹⁵は社会保障制度とは何かをめぐって資本主義社会と社会保障制度の関連を解明する上で、資本主義社会に生まれた社会保障の本質と特性を析出し、それを根拠に計画経済期の中国社会主義福祉制度が生活保障制度であるに過ぎないと主張している。朱（2004）¹⁶は「統収統支」の財政体制と社会保障制度の関係を分析し、政府企業間の「統収統支」関係の下位に位置している国有企業は資本蓄積機能の退化が進み、国有企業の役割が福祉の供給に特定されたと指摘している。これらはある程度、中国社会主義福祉政策の原理とその規定要因を明らかにしたが、政策実態に関する分析が比較的少ない。そこで、本稿は中国共産党公文書データベースと中国統計年鑑などの一次資料を用いて、同時代の政治状況を踏まえ、中国の社会主義福祉政策に焦点をあて政策原理と政策実態の両方面から考察することにしたい。なお、考察するにあたり、広義の福祉政策、すなわ

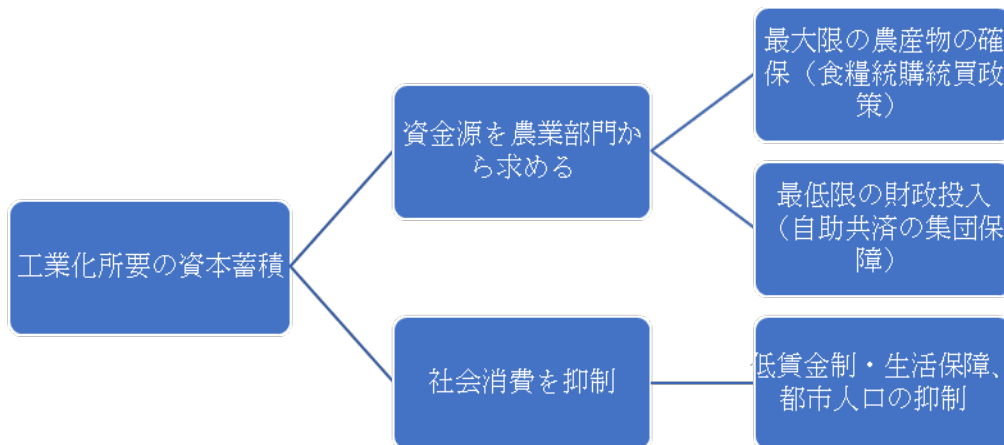
ち全国民を対象に一般的な生活問題の解決を目指す取り組みをまとめる福祉政策の概念を用いる。また、計画経済期における福祉は就業と結び付けられているので、就業政策や賃金制度にも言及する。

Ⅲ. 中国の社会主義的福祉政策の政策原理

「現実社会主義国家」は歴史過程のマルクス主義的「運動法則」¹⁷とは反対に、経済社会の「未成熟の条件」下で社会主義建設を開始し、そうした中でキャッチアップのために、様々な「急速な蓄積を達成する手段」を開発していたのが歴史的眞実である¹⁸。中国の場合、立ち遅れた農業国であったがゆえに、急速な工業化を実現するには、最大限の資本蓄積と、その資金を工業部門に集中的に投入することが不可欠となる。そこで、資本蓄積の最大化、消費の抑制、農業の収奪を基本的な内容とする方式を選ばざるを得ない¹⁹。中国共産党の言葉で表現するならば、「勤儉建国」

である。「勤儉建国」は消費の節約と、資本蓄積の増大を含意する。「工業化建設には巨大な資金が必要である。この巨額資金をどこから調達するか、(中略)中国人民が節約する方法しかない。基本生活を保障する前提で、なるべく節約し、節約した資金を工業化建設に投入する²⁰」。これは、かつて国家主席を務めた劉少奇が唱えた、工業化建設を国家の第一目標とし、資本蓄積を拡大し、消費を抑制する方針である。なお、遅れた農業国の中国では工業化を実現しようとするれば、工業の主たる源泉を農村に求めざるを得ない。これについて、毛沢東は次のような指示があった。「国家の工業化と農業技術改造を成し遂げるために、必要な巨額の資金のうち、相当な部分は農業の面から蓄積しなければならない。²¹」、いわゆる、「社会主義的原始蓄積」のための資金源としての農業の考えである²²。こうした国家建設の方針は、中国の社会主義的福祉政策の形成に根本的な影響を及ぼしている(図1)。

図1, 政策原理のイメージ図.



また、毛沢東を核心とした最高指導部は「超越戦略」に腐心し、重工業優先発展の工業化様式を採択するだけでなく、きわめて高率

の工業化テンポを求め、基本建設(capital construction)の規模をできる限りに拡大する傾向にあった²³。具体的には、1958年5月の

八回二次会議において「15年以内に主要な工業製品の産量の面において英国を追い越す」と決議されていた²⁴。また同年6月22日に毛沢東が薄一波の「二年で英国を追い越す」(「兩年超過英国」)の報告書に「鉄鋼産量の面において英国を追い越すためには15年ではなく、7年でもなく、2年から3年だけで可能であり、いや、2年だけでもあり得る。」という書面での指示をした²⁵。そうした願望に駆られ、「英国を追い越し、米国を追いつく」をスローガンとする「大躍進運動」にまで暴走した。結果的に、基本建設投資率の拡大に伴い、社会消費部分の支出を不断に圧迫させられた。具体的にみると(表1)、工業化初期(第一次五か年期)に基本建設投資率は平均で国家財政支出の40%近くに維持されており、大躍進時期(1958-1960年)に平均で57.2%まで上昇された。大躍進政策の挫折による「調整・整頓時期」(1961-1965年)を除き、基本的に1978年まで基本建設投資率が国家財政支出

の40%以上のレベルに維持されていた。さらに、当時、複雑な国際情勢に直面し、国防費の割合が高く維持されていた。具体的に言うと、国防費は、大躍進時期を除き平均で国家財政支出の20%以上のレベルに維持されていた。こうして、基本建設支出と国防費との二項目の支出が国家財政支出の60~70%を占めていた。まさに「備戦備荒」(戦争に備え、物資不足に備え)というスローガンの通りであった。一方、年金・社会保障費の割合は、調整・整頓時期を除き平均でわずか1.5%に過ぎなかった。「調整・整頓時期」の年金・社会保障費が3.3%と比較的に高くなっていたのは、大躍進運動による国民経済の混乱や飢饉問題を解決するために、基本建設支出を削減し、民生改善などの支出を拡大した結果であったと推測することができる。こうした政策環境は計画経済体制が崩壊するまで福祉水準を規定しているといっても過言ではない。

表1. 国家財政支出の構成

全国の項目別財政支出の割合	1953 - 1957 (第一次五か年期)	1958 - 1960 (大躍進時期)	1961 - 1965 (調整・整頓時期)	1966 - 1976 (文革時期)
国内基本建設支出	39.5%	57.2%	30.4%	43.2%
企業流動資金に対する追加充当	8.3%	9.2%	10.3%	6.1%
科学技術開発費	0.7%	0.3%	4.8%	3.5%
地質探査費	1.2%	1.7%	1.8%	1.8%
工業交通商業部門事業費	3.6%	3.4%	3.6%	1.7%
農業生産管理費と農業事業費	2.2%	4.0%	6.7%	4.2%
教育科学衛生事業費	8.7%	7.4%	12.2%	10.1%
年金・社会保障費	2.0%	1.0%	3.3%	1.6%
国防費	25.6%	11.0%	19.7%	22.4%
行政管理費	8.0%	5.0%	7.3%	5.3%

出典：中国国家统计局国民经济综合司(編)『新中国五十年統計資料彙編』(Excel版)中国統計出版社より、筆者作成。

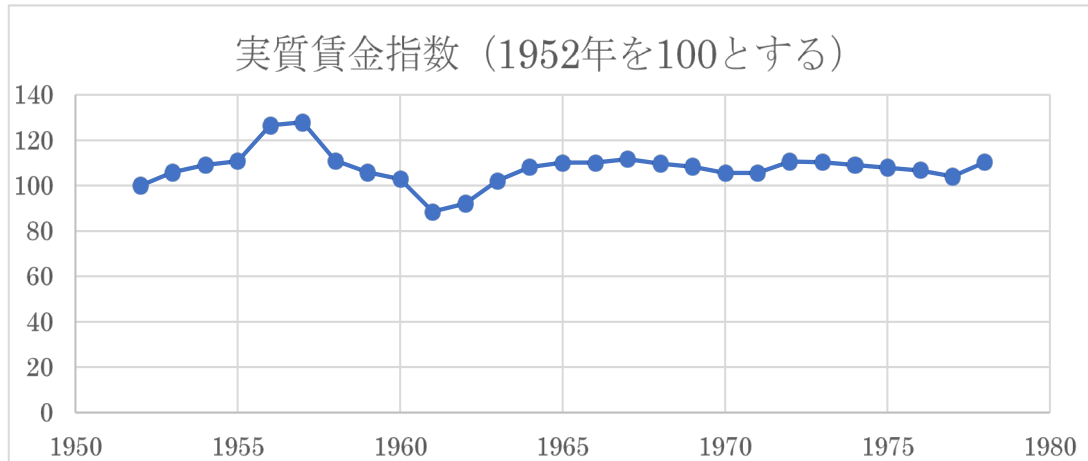
それでは、社会主義的福祉政策は急速な工業化の目標および農村に対する収奪に依存する発展戦略のもとで、どのような影響を受けていたかについて分析していきたい。まず、農業部門から資金を調達するため、最大限の農産物を確保することが必要となる。そこで、農産物の統購統買政策(統一買付・統一販売)を取らざるを得ない。「統購統売」政策は、①農村での農産物の統一買付、②都市での食糧定量供給、③農産物自由販売の排除という三つの要点を含意する²⁶。農村での農産物統一買付は、国家が最大限に農産物を確保することを可能とした。都市での食糧定量供給は、戸籍登録に基づいて食糧供給の対象と数量を決定するため、都市人口の抑制や食糧消費の抑制にもつながっていた。農産物自由販売の排除は、すべての農産物加工経営の工場、商店が国家によって統一管理され、農民自家消費の余剰食糧を売るならば、国営商店に売り渡さなければならなかった²⁷。このようにして、国家が最大限に農産物を掌握することができた。政府は買い付けた農産物を輸出し、工業化に必要な機械、技術、部品、原材料などを輸入していた。「我が国の工業基盤を確立し、高度工業化国家を建設するため、大量の機械設備を輸入しなければならない。機械設備を輸入するには輸出品が必要となる。現在、我が国はまだ農業国であるので、輸出品は主として農産品しかない。したがって、輸出品の確保のために、全国人民は意識的にすべて節約可能な農産物消費品を節約すべきである」²⁸。さらに、1953年に陳雲は食糧輸出の確保の必要性について次のように述べている。「現在、全国の食糧危機問題が非常に深刻している。(中略)食糧危機問題の解消のために、輸出用の食糧を削減できるかどうかという考えはあり得ない。160万トンの輸出用の食糧には100万トンの大豆がソ連をはじめとする諸国からの機械設備輸入に、27万トンの食糧が

スリランカからのゴム輸入に使われる。残りの部分は他の国への輸出である」²⁹。たとえ三年困難期(1959～1961年)において大飢饉が発生しているにもかかわらず、農産物輸出の確保のための買付・輸出運動の緊急指示がなされた。「今年の七か月以来、対外貿易のための買付任務と輸出計画の実進度が非常に悪かった。(中略)これは全党が直面している深刻な政治問題である。(中略)全党を緊急動員して、あらしのような買付・輸出運動を全面的に展開し、必ず対外貿易の買付任務と輸出計画を完成させる」³⁰。それだけでなく、同年翌月「農村都市の食糧配給基準の低減に関する指示(1960年9月7日)」もなされた。これらは、まさに工業化のための蓄積源泉として、農村に対する収奪がその主力をなしている動かぬ証拠であろう。こうした状況におかれた農村への財政投入が極めて限定的である。国家財政からの支援があっても水利事業・農業技術改造や災害救済に使われることが多かった(表1参照)。こうした中で農民は自助共済の福祉モデルを模索せざるを得ない。

次に、都市部の場合は、限られた資金・資源を節約するために低賃金制を実施するとともに、職場単位を基礎にした労働者の生活保障モデルが形成された。「低賃金制」は1957年9月に周恩来の「労働工資と労保福利問題に関する報告」においてはじめて提唱されたものである。当初、「低賃金制」を実施しようとした理由は「労働賃金と労働保険福利政策は全国人民の生活、特に労農の生活を配慮しなければならない。合理的低賃金制を実施し、三人分のご飯を五人で食べ、なるべく皆が食を得られるようにする。」³¹とされている。これは労農の生活水準の格差を縮小させ、より多くの労働者の採用を可能とする考えである。つまり、農民だけでなく労働者階級もまた最大限蓄積の対象とされている。図2が示しているように、中国の労働者の平均賃金の実質

賃金水準は1957年の「低賃金制」を実施して 1957年を基準として、
以来1978年まで1957年の水準を上回るこ
がなかった。

図2. 労働者の実質賃金水準の推移

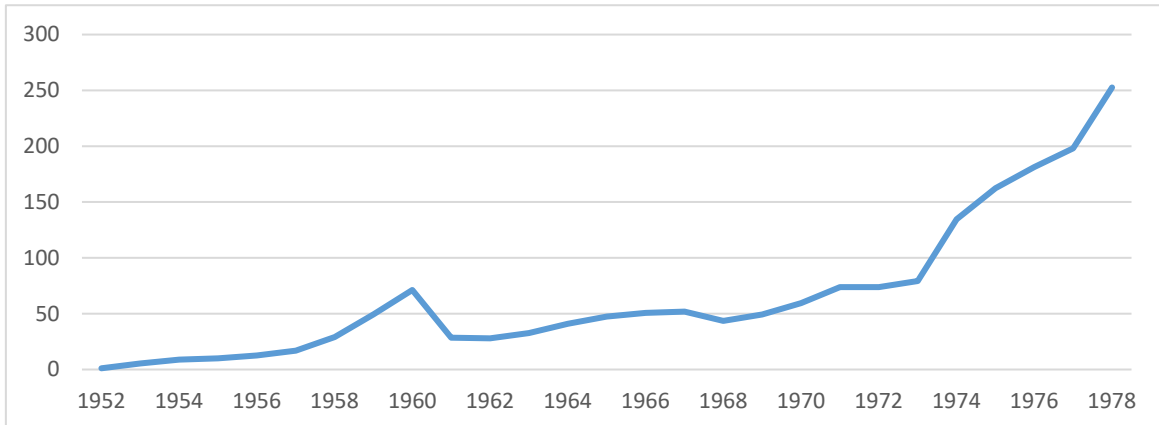


出典：中国国家统计局社会統計司編『中国労働工資統計資料1949—1985』（Excel版）中国統計出版社1987年より、筆者作成。

ところで、計画経済期における財政構造の特徴は「統収統支」（収入・利潤を全額上納させ、経費・資金を全額支払う方法）であるため、企業の財務会計が国家財政に組み込まれ、企業の利潤・収入を財政に全額上納させ、企業の必要な資金・経費が財政から交付される。その反面に、企業の経済活動に損失が発生した場合は財政で補填される³²。こうした中、企業が政府の経済計画に基づいて生産活動を行い、生産ノルマの達成と従業員の福祉供給を行うことが中心的業務となる。これに加えて、利潤上納前に、従業員に対する労働保険福祉費と企業諸福利費がすべて控除されるため、企業は生産性向上より、むしろ従業員への福祉サービス供給の拡大にインセンティブが向かうことになる。そこで、企業の生産意欲を引き出すために、政府が様々な企業利潤

留保制度及び企業基金制度を実施した³³。これらの制度に基づいた企業内部に留まる資金は企業が唯一な自由裁量で利用できる資金で、財務会計上では予算外資金或いは計画外資金と呼ばれる³⁴。企業の生産活動の所要機械設備・原材料などの物質的条件の確保は政府の責任であるので、財政予算（予算内資金）によって賄われていた。予算外資金は常に従業員住宅建設や福祉サービス施設の運営などの集団福利事業及び従業員への各種生活手当に使われている場合が多かった³⁵。具体的にみると、国有企業の予算外資金は1958 - 1960年（大躍進時期）の小幅の増加を除き、1970年代まで横ばい状態であり、1973年以降、急増し始めた（図3参照）。予算外資金の急増は財政の地方分権を反映している一方、国有企業の福祉費支出の増大にもつながっている。

図3. 国有企業とその主管部門の予算外資金推移（億元）



出典：中国国家统计局『中国統計年鑑 1985』（Excel版）中国統計出版社より，筆者作成

IV. 中国の社会主義的福祉政策の実態

一般的に，計画経済期における中国の社会主義福祉システムは社会主義的理念の「労働力商品化の止揚論」と「レーニンの国家保険理論」を理論的な基礎として創設されたとされる。その内，「労働力商品化の止揚論」が，「統包統配」の労働力計画配置政策によって具現化された。「レーニンの国家保険理論」では，「最も良い労働者保険の形態は国家保険である。国家保険は下記の原則に則って創設すべきである。①労働者が労働能力を失うすべての場合に保障されなければならない。②賃労働者とその家族との全部を含まなければならない。③すべての被保険者は賃金全額補償の原則によって補償されなければならない。しかも，保険料全額は企業と国家が負担しなければならない。④保険は地域別に，被保険者の完全な自治の原則に基づいて構成される統一的な保険組織によって管掌しなければならない」³⁶。1951年に制定された「労働保険条例」は基本的に，この「レーニンの国家保険理論」を実行に移した。それでは，こうした社会主義的福祉政策が実際にどのようなようになっていたのかについて，①救済措置から労働力計画配置への政策転換，②就労政策の課題

と失業率ゼロの虚実，③労働を起点とする福祉システムといった三つの方面から検討することにした。

1. 救済措置から労働力計画配置へ

中国の社会主義福祉政策は建国初期の救済措置から発足したとされる。建国初期，長年の戦乱で難民・被災者，失業労働者が極めて膨大であった。新政府は，社会安定と秩序再建のために社会救済活動に全力を傾注し，「生産事業を興して難民を救済する指示」（政務院關於生産救災的指示（1949年12月19日）），「全国における失業労働者救済の運動の実施と失業労働者救済基金の調達に関する指示」（政務院關於举行全国救済失業工人運動和筹措救済失業工人基金弁法的指示（1950年4月14日）），「失業労働者を救済する指示」（政務院關於救済失業工人的指示（1950年6月17日））などの救済指示が，新政権の初の社会保障的な法令として公布され，政策動員を幅広く展開した。救済措置はたんなる救済金（救済糧）給付だけではなく，就職支援に重点を置き，職業訓練，職業紹介などが中心であった。その一方，難民帰郷の動員も行い，帰郷すれば，一人分の土地が分配されることが可能である³⁷。また，都市部の就業圧力や

社会救済の負担を軽減させるために、1952年から農村人口が都市部への盲目的流動が制限された。特に、1953年の「農民が都市部への流入を阻止する指示」（「政務院關於勸止農民盲目流入城市的指示（1953年4月17日）」）、1956年の「農村人口外流の防止に関する指示」（「國務院³⁸關於防止農村人口盲目外流的指示（1956年12月30日）」）において「勸止」から「防止」への政策強化で農村人口の都市部への流入が「盲流」（盲目流動）と呼ばれ、各都市で收容所を設置し「盲流者」を收容して強制送還することとなった。その他、政府は農林水業を整備し、過剰労働力が農業部門によって吸収・解消されることを期待する一方、都市部の企業・工場などの事業主が農村部での労働力募集を禁じ、すべての労働力採用が政府の労働部門の統一紹介によって行われることにした³⁹。さらに、1956年8月に「労働部による都市失業問題解決に関する意見」（「中央批准転発労働部党组「關於解決城市失業問題的意見」（1956年8月20日）」）より、労働力採用は都市部の住民を優先して採用することが正式に採択された⁴⁰。こうした失業撲滅運動を通して、都市失業率は1949年の23.4%から1957年の5.9%に急劇に引き下げられた⁴¹。

また、地方政権の接収とともに、旧国民党政権時代の軍政人員、官僚資本主義企業の従業員、いわゆる旧人員を如何に処分するのかが浮き彫りになった。旧人員を解散（解雇）すれば、新たな失業問題が出てくることは想像に難くない。甚だしい場合、反革命勢力の予備軍にもなりうる。こうしたなかで、旧人員を対象とした「受け入れ政策」が採択された。「受け入れ政策」とは「三人分のご飯は五人で分けて食べる」方針で生活費を支給しながら個々の旧人員の実状に応じて新たな職に割り当てるという職業配置措置であった⁴²。この一時的な職業配置措置は、やがて大学新

卒に拡大され、1951年11月以降、退役軍人、専門学校新卒、短大新卒、都市の高卒・中卒にまで拡大された。これが、いわゆる「統包統配」の労働政策の形成過程である。

なぜ、失業者救済措置に起源した就職支援の労働政策は、最終的に旧人員を対象とした「受け入れ政策」の職業配置措置と合流したか。丸川（2013）は「工業化を進めようとした時の大きな問題は工業を担える人材の不足であった。限られた人材を国有工業企業と民間企業で奪い合う構図となり、賃金が急上昇した。こうした事態において労働市場に対する政府の統制を強めることであった」と指摘している⁴³。その理由以外に、失業問題対策の一環として、労働者の就業機会を十分に確保するために政府が労働市場に対する規制を強化する必要があると考えられる。例えば、「政務院による労働就業問題に関する決定」（「政務院關於労働就業問題的決定（1952年8月6日）」）において「すべての企業は、一時的に困難にあっても、なるべく生産と経営との面で工夫し、従業員を解雇してはならない。労働者の權益を保障し失業者の増加を回避すべきである。（中略）すべての企業は、生産革新により生産性が向上されることで生じた余剰人員を解雇してはならない。余剰人員は職業訓練を受けながら国家の労働力計画配置（職業の割り当て）を待つか所属企業の生産拡大に備える」⁴⁴という規定がなされた。つまり、失業撲滅は建国初期の重要な課題の一つとされていた⁴⁵。もちろん、根本的には計画経済体制の構築の一環として労働力計画配置の就労政策が欠かせないためであるとされている。

ここまでみてきた通り、就労政策の転換は、経済復興期（1949 - 1952年）から過渡期（1953 - 1956年）へ、そして、社会主義計画経済体制の確立までの歩調とほぼ一致している。つまり、経済復興期における就業支援、過渡期

における職業の統一紹介から職業の割り当て（労働力計画配置）への政策転換の過程である。1952年の「失業労働者の対処に関する弁法」（「政務院關於処理失業工人弁法（1952年8月6日）」においても「国家計画建設に適應させるために、まず労働力の統一紹介から着手し漸次的に労働力の統一配置への転換を実現すべきだ」と規定された。それは、翌年の第一次五カ年計画の実施に備えるための就労政策の転換と言える。換言すれば、計画経済体制の整備につれて労働力計画配置の労働政策が形成されてきたわけである。

2. 就労政策の課題と失業率ゼロの虚実

就労政策課題の一つとしてソ連が労働力不足の問題に悩まされていたのに対して、中国は労働力過剰が大きな問題であった。それにもかかわらず、膨大な人口を抱える中国は資金・技術集約型の重工業を優先して発展する工業化戦略を採択し、限られた資金・資源をできるかぎり工業化建設に投入していた。このため、大規模な工業化建設が展開されても大量の労働力を吸収できず、都市人口を制限する工夫を凝らせざるを得ない。そこで、1958年に農村都市二元化の戸籍制度を実施し、国民を「農業戸籍」を持つ者と「非農業戸籍」を持つ者とに分けて、農村戸籍を持つ者は出身地の村で一人分の土地が配分され、農業に従事することができる。一方で、「非農業戸籍」を持つ者は戸籍所在地で食糧の配給や住宅の配分を受け、就職先の割り当てを受けることができる⁴⁶。このようにして、1958年以降、失業率は完全にゼロになった（表2）。しかし、「失業率ゼロ」の裏には、経済困難が発生した時につけ、都市人口を農村部へ「疎開」する措置がよく取られていた。その典型例は大躍進政策失敗後の「三年困難期」の都市人口削減（都市人口帰農措置）と文化大革命期の「知識青年上山下郷」運動がある。具体的に、

1958年から1977年の労働力待機率（実質上失業率）がゼロであったが、1961年に「現在、大きな決断が必要である。それは都市人口を減らすことである。」⁴⁷、「現在から3年内2千万人以上の都市人口を減らさなければならぬ。1961年に少なくとも1000万人を、1962年に少なくとも800万人を削減し1963年の前半までに都市人口削減任務を終わらせなければならない」⁴⁸という都市人口削減措置が採られた。また、全国「上山下郷の知識青年」の人数をみると、1962年から1977年の期間に延べ1703.62万人の「知識青年」が農村へ下放された（表3）。これについて、丸川(2002)は、中国では巨大な人口圧力もあり、社会主義体制下においても失業問題は完全に解決されておらず何らかの形でそれが存在し続け、また政治的に隠蔽されていた点を指摘している⁴⁹。

表2. 全国都市待機労働力の推移

年度	都市待機労働力数(万人)	都市労働力待機率(%)
1949	474.2	23.6
1950	437.6	不明
1951	400.6	不明
1952	376.6	13.2
1953	332.7	10.8
1954	320.8	10.5
1955	315.4	10.1
1956	212.9	6.6
1957	200.4	5.9
1958 - 1977	0	0
1978	530	5.3

出典：中国国家统计局社会統計司編『中国労働工資統計資料1949—1985』（Excel版）中国統計出版社1987年より筆者作成。

注：都市待機労働力（中国語：待業人員）とは、職業の割り当て（職業分配）を待つ中等専門技術学校、短大、大学、および都市の中学校、高校などの新卒者または16歳以上の未就業の都市住民を指している。社会主義国家では失業問題を認めないので、失業者の代わりに、待機労働者の概念を使っており、同様に失業率ではなく労働力待機率を使っている。

表3. 全国知識青年上山下郷人数の推移

年度	全国知識青年上山下郷人数 (万人)
1962-1966	129.28
1967-1968	199.68
1969	267.38
1970	106.4
1971	74.83
1972	67.39
1973	89.61
1974	172.48
1975	236.86
1976	188.03
1977	171.68
1978	48.09

出典：中国国家统计局社会統計司編『中国労働工資統計資料1949—1985』（Excel版）中国統計出版社1987年より筆者作成

3. 労働を起点とする福祉システム

社会主義国家における労働と福祉の連携は、マルクス主義の「働かざる者食うべからず」、「労働は人間の本質である」という原則から導かれたものとされる。1954年の憲法では「中華人民共和国の公民は労働の権利を有する。国家は国民経済を計画的に発展させ、労働就業を逐次拡大し、労働条件と賃金待遇を逐次改善することを通してこの権利を保障する。労働不能の時、物質的支援を受ける権利を有する。国家は社会保険、社会救済、及び大衆衛生事業を講じることを通してこの権利を保障する」⁵⁰と規定されていた。つまり、労働と福祉はいずれも国民の権利として憲法に明記されている。この憲法条文から、就労保障そのものが福祉の一つであり、物質的支援が労働不能の時のみに限定されることが見て取られる。こうした理念のもとで「高就業、低賃金、生活保障」という福祉システムが創設された。その内、都市の「単位保障」と農村の「集団保障」が主要な内容であったが、

非就業者（就労不能者、障害者、三無老人⁵¹など）の住民に対して「民政福祉」で対応していた。労働力計画配置の就労政策のもとで、「民政福祉」の適用対象者の範囲が狭かったため、ここでは主に都市の「単位保障」と農村の「集団保障」を中心に分析を展開することにしたい。

(1) 都市「単位保障」の実像

都市の「単位保障」は、「単位」を基礎とした労働保険と企業福利から構成されていた。就労は国家の責任であるため、大学、短大、中等専門学校の新卒は国家によって統一配置されていた。一方で、他の低学歴・非技術者の労働力（原則として16歳以上）は地元の労働局に待機労働力として登録され、職業の割り当てを待つのが一般的であった⁵²。福祉供給は職場を経由してなされることから、労働可能者は就職することではじめて福祉受給が可能であった。

労働保険は、1951年に制定された「労働保険条例」において労働者の年金・医療費が企業全額負担、従業員の直系親族の被扶養者の医療費も企業の半額負担となっており、労災、出産、病気などで働けなくなった場合における、労働者・被扶養者への給付も充実した整備がなされていた⁵³。労働保険の財源と運営は、「企業は毎月、賃金総額の3%を労働保険料として拠出する。労働保険基金は労働組合によって管理される。労働保険金の70%は、各企業の労働組合によって管理運営され、残りの30%を全国労働組合に上納し、全国規模で運営・調整する仕組み」⁵⁴となっていた。しかし文化大革命期になると、全国一律での管理が難しくなったため、労働保険が完全に企業ごとの管理運営に移された。これが、労働保険がいわゆる「国家・単位保障モデル」から「単位保障」モデルに変容した経緯である。企業福利については、「労働保険条例」に規定がある療養所、休暇療養所、託児所、

食堂などの施設以外に、住宅、文化娯楽、各種生活補助、生活用品などの現物給付が企業から提供されていた。企業福利制度は、従業員に生活上の便宜を提供し、彼らを安心して働かせることを目的とする集団事業である⁵⁵。労働保険制度であれ企業福利制度であれ、いずれも就労を前提としてはじめて機能するものである。こうした福祉サービスは、実質的に企業内または職場単位内に内部化させたものであり、「単位福祉」とも呼ばれる。

また、重工業優先の計画経済構造下で、社会公共サービス施設への財政投入が常に不足していた。まさに毛沢東が指摘したように「ここ数年間の建設には一つの問題がある。それは都市インフラ・サービス施設などが整備されていないことである。将来的には大きな問題が生じる。」⁵⁶。この問題は、いわゆる「企業社会」（企業が社会を作らざるを得ない）のことである。すなわち、企業が主業と関係ない副業を営み、社会的機能を果たさなければならぬという問題である。このため、企業は託児所、食堂、浴室、光熱水道など生活全般のサービスを提供し、大企業の場合、学校、病院も営み、大きな社会的負担を背負っていた⁵⁷。それに加えて、政府は労働者の労働生活上の便利性を配慮し職場を中心に住宅建設を行っていた。その結果、基本的に一つの企業は、一つの閉鎖的な社会となった。いわゆる「単位社会」である。極端な場合、一つの大企業が単独の都市を構成し、企業組織と地方行政組織が一体化した。例えば、東営市、大慶市のような、石油企業を中心に形成された都市である。

なお、「単位保障モデル」もとで、国家により労働者生活がどれだけ補助を受けているかについては、家計消費の支出構成が、その状況を反映している。これをみると、1964年の都市一人当たり家計消費の支出構成では、85.37%の支出が日常消費と生活品に使われ

ており、その内、食品が59.22%を占めた(表4)。それに対して、住宅、光熱水道費、交通費、学費、保育費などの非商品消費は、14.63%を占めたに過ぎない。中国の食生活以外の費用は、極めて低い。これは、国家・企業によって補助がなされているためである。言い換えれば、労働者の家計消費の大部分は現物給付あるいは国家・企業からの補助を受けていたのである。

表4. 都市一人当たり家計消費状況の構成(%)

項目	1957	1964	1981
一、商品消費	85.89	85.37	92.01
食品	58.43	59.22	56.66
衣服	12	10.98	14.79
日用品	7.62	5.98	9.56
文化娯楽用品		1.09	5.67
書籍雑誌	0.59	1.14	0.95
医薬医療用品	1.84	1.85	0.6
燃料	3.89	4.24	1.94
二、非商品消費	14.11	14.63	7.99
家賃	2.32	2.61	1.39
光熱水道費	1.46	1.74	0.97
学費	0.65	1.25	0.58
保育費	1.3	1.58	0.60
交通費	2.38	1.74	1.34
通信費			0.11
文化娯楽費	1.08	0.71	0.63

出典：中国国家统计局社会統計司編『中国労働工資統計資料 1949—1985』(Excel版)中国統計出版社 1987年より筆者作成

(2) 農村人民公社の集団保障の本質

農村では労働可能者が人民公社・生産隊に組織され、そこで働き福祉の提供を受けていた。彼らのための福祉は、主に医療衛生事業と集団福利事業の二つの分野を中心に展開された。

まず医療衛生事業は、農村合作医療制度を基幹とし、「裸足の医者」⁵⁸と「巡回医療隊」から構成されていた。農村合作医療制度は、

農業合作化運動の過程のなかで農民の自発的な試みから発展した自助共済の医療制度であり、1965年以後に毛沢東自らの指導によって普及されたものである。1965年6月26日、毛沢東の怒りに端を発して出された「六二六指示」⁵⁹により、中国の医療衛生事業の重点は、農村部に傾斜し始めた。この「毛主席最高指示」のもとで、農村部医療は「裸足の医者」、「合作医療」といった運動が全国を席卷した。当時、農村合作医療制度を基幹とする衛生事業を整備するか否かは、毛主席路線を実行するかしないかの問題に関わっていたため、農村において短期間で生産隊の衛生室、人民公社の衛生院、県の人民医院といった三層の医療セーフティネットが整備された⁶⁰。これ以外に、大都市の医師派遣団による巡回医療制度も設けられた。通常の疾病の場合は、生産隊の衛生室、人民公社の衛生院が対応し、農民が払う費用は非常に少なかった。大病の場合は、県の人民医院あるいは巡回医療の医師派遣団により診療がなされ、その診療費用は人民公社・生産隊によって負担されていた⁶¹。しかし、農村の医者の主力は「裸足の医者」であった。「裸足の医者」はほとんど農村に下放された知識青年から養成され、生産隊の一員として働く傍ら、診療行為を行い、その診療の実労働に応じて生産隊の収益から報酬を得る半農半医の衛生員であった⁶²。

次に、農村集団福利事業は、「①出産、労災、疾病などの働けない場合における、農民とその家族への生活補助と有給休暇の保障、②扶養者のない老人、病弱者、孤児、寡婦、障害者を対象とする集団的扶養及び生活困窮の農民への生活補助などを含み、上記の福祉費用はいずれも人民公社・生産隊の公益金から拠出されている」⁶³。人民公社・生産隊は、集団収益の3%~5%を公益金として拠出し、医療保険・集団福利事業の経費（福利基金）に充てていた⁶⁴。農村合作医療制度の財源は、

こうした人民公社の福利基金と社員（農民）の個人拠出（約収入の0.5%~2%）から構成され、国家からの財政的支援をいっさい受けずに、農民の自助共済のみからなる福祉制度であった。

(3) 福祉政策における不平等と格差

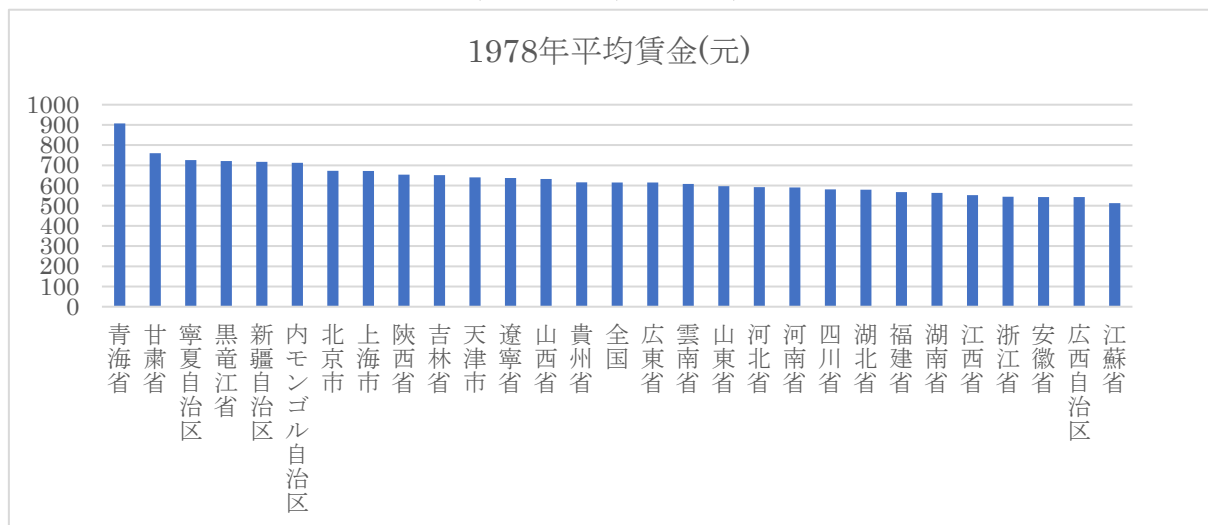
こうした社会主義福祉政策の内容であったが、施策に移された時に必ずしも平等的に行われることではなかった。この福祉政策はどれほど不平等と格差が生じるのかについて、ここでは都市労働者内部、地域間、都市農村間の三つの方面から検証することにした。

まず都市労働者内部の不平等と格差について、国家は労働者に対し、平等な労働保険福祉を提供してきたが、現物給付の福利分配は平等に行われてこなかった。1953年から実施された食糧配給制と1961年10月以降に実施された現物給与制においては、生活必需品券（購買券・配給券）が50種類ほどあった⁶⁵。国家が企業を通して労働保険を管理するだけでなく、企業自身も直接的に大量の福祉サービスや生活補助を提供していた⁶⁶。これは低賃金制下で労働者が賃金だけで生活を維持するのが困難であるためとされている⁶⁷。したがって、企業が直接に住宅のみならず、基本生活全般に関わる福祉サービスを提供していた。具体的には、「国務院による職工生活方面の若干問題に関する指示」（「国務院關於職工生活方面若干問題的指示（1957年1月11日）」）によると、職工の住宅問題、通勤問題、疾病医療問題、生活必需品の供給問題、生活補助問題などの諸問題は、いずれも企業（または所属単位）を中心に対応すると定められていた⁶⁸。これは、いわゆる「単位福利」である。しかも、物資不足のために、こうした福祉サービスは、企業以外のところで購入するのが非常に困難であった。あるいは、お金があっても購買券・配給券（中国語：票証）が

ない限り、購入することができなかった。そのため、住宅、各種生活補助など様々な現物福利は、企業によっては質的、量的にも格差が生じざるをえなかった。そのなかで、もっとも重要なのが住宅分配であった。政府と企業は国家の基本投資建設計画にしたがい、住宅を建設したのが一般的である⁶⁹。住宅建設に必要な資金のほとんどは財政予算で賄われてきたが、財政的に余裕がある企業は、予算外の自己保有資金で住宅を建設することも可能であった⁷⁰。それ以外に、大企業の場合、自社の影響力を行使し政府の住宅管理部門に圧力をかけて、より多くの住宅が分配されることも稀ではなかった。例えば、中央政府の直属する大型国有企業（中央企業）と地方政府の直属する中小企業との間に行政レベルや支配できる資源などの面において大きな差があるので、これらの要素は不可避免的に職員の待遇水準（住宅分配の優先順位、現物給与など）に影響を及ぼすことになる。総じて、「単位」の種類、行政レベル、支配できる資源、企業規模などは、常に従業員の福祉待遇や生活水準を規定していたといっても過言ではない。

次に、地域格差については、現在の状況と正反対に、西部地区、高原地区及び辺境地区といった辺鄙な地区の福祉待遇水準は、最も高いところにある。具体的に見ると(図4)、平均賃金では最も高い地域は青海省であり、それに次ぐのが甘肅省、寧夏回族自治区などである。これらの地域はいずれも西部地区、高原地区及び辺境地区といった辺鄙な地区である。一方、現在の先進地区の浙江省、広東省、江蘇省は全国平均水準以下のところに位置しており、特に江蘇省の平均賃金が最も低くなっていたのが意外である。つまり、当時の賃金・福祉制度からすると、賃金・福祉待遇などは、辺鄙な西部地区や高原地区が優遇されてきたことが特徴である。辺鄙な地域を優遇することは、当時の賃金設定と福利政策の原則である⁷¹。その理由としては、次のような主張がある。「辺鄙な地域では人口密度が過疎であって、生産・生活の条件も悪いだが、それらの地域には石油資源と他の資源が豊かに蓄積されている。資源開発及び辺鄙な地域の開発のため、労働者がそれらの地域へ就業することを奨励し、賃金・福利の面において優遇すべきである。」⁷²。

図4. 省別の平均賃金の比較



出典：中国国家统计局国民经济総合司（編）『新中国五十年統計資料彙編』（Excel版）中国統計出版社1999年より、筆者作成。

最後に、都市農村の格差については、都市の労働者の福祉が企業経営状況と関係なく、国家財政から保証されるのに対して、農村人民公社の農民福祉は基本的に国家からの財政的投入を受けず、集団的な農業生産の収益に依存していた。こうした福祉が量的にも質的にも保証されておらず、生産収益によって左右されることは想像に難くない。全民所有制単位における労働者と農民の一人当たり福利費をみると（表 6 参照）、1959 年に労働者の一人当たり福利費が 70.46 元、農民の一人当たり福利費が 0.49 円で 143.8 倍の格差であった。1959 から 1964 年の期間に平均で 160 倍の格差が維持されていた。医療資源については、まさに毛沢東が指摘したように医療資源の 75%は都市部に集中し、全人口の 80%以上を占める農村部にはわずか 15%の医療資源しかなかったのが事実であった。さらに、食糧は都市部を優先して供給されることが最も特徴的である。食糧の統購統銷政策のもとで、農民には常に最低限の食糧しか保有していなかった。具体的には、1955 年 8 月 5 日の国务院十七回会議に制定された「農村における食糧統一買付・統一販売の暫定弁法」（「農村糧食統購統銷暫行弁法」）と「市鎮における糧食定量供給の暫定弁法」（「市鎮糧食定量供給暫行弁法」）により、国家は都市において食糧の定量供給制（食糧配給制）を実施し都市の食糧供給を優先して保障すると決定された⁷³。一方、農民は国家による査定徴収の食糧のノルマを達成しなければならない（「農村糧食統購統銷暫行弁法」第四条）。しかも、農民に課せられたノルマは農家の余剰食糧の 80%～90%を占めるべきと規定されていた（「農村糧食統購統銷暫行弁法」第十四条）。そのため、1959～1961 年の「三年困難期」に餓死された何千万人もの犠牲者はほとんど農民であった。

表 6. 全民所有制単位における労働者と農民の一人当たり労働保険福利費の比較（単位：元）

年度	労働者一人当たり労働保険福利費	農民一人当たり労働保険福利費
1959	70.46	0.49
1960	71.50	0.53
1961	78.69	0.46
1962	83.28	0.52
1963	91.30	0.55
1964	82.60	0.48
1975	57.89	0.92
1976	54.77	1.05
1977	62.59	1.06
1978	66.08	1.36

出典：中国国家统计局社会統計司編『中国労働工資統計資料 1949—1985』（Excel 版）中国統計出版社 1987 年より、筆者作成。

注：全民所有制単位における労働者と農民は、主に国営企業の労働者と国営農場の農民を指している。

V. おわりに

本稿は中国の社会主義福祉政策に焦点をあて、政策原理と政策実態の両方面から系統的に考察したものである。急速な工業化が至上命題となるなかで、福祉政策が不可避免的に蓄積の手段の一つになってきた。その結果、都市における「単位保障」および農村における自助共済の「集団保障」が形成された。前者は労働者の生活全般を保障する福祉給付といえども、あくまでも生活保障のレベルにとどまっており、実質上、田多（2004）が指摘した低賃金制の補完としての生活保障制度のような存在であった。後者は国家からの財政投入をいっさい受けず、農民の自助共済のみからなる福祉制度であった。

また、理論上、社会主義福祉政策はより平等的、高福祉的であるはずだが、実際には、①都市労働者内部の福利の格差が企業の「実

力」によって決定されること、②地域格差は通念とは異なり、辺境地域がむしろ優遇されていること、③農民を残酷なまでに搾り上げること、という三つの特徴を見出すことができる。その内、③農民を残酷なまでに搾り上げることについては、一人当たり福利費からみると、1959年から1964年の期間に平均で160倍の格差が維持されていた。医療においては75%の医療資源が都市部に集中し、全人口の80%以上を占める農村部にはわずか15%の医療資源しかなかった。しかも、食糧は都市部を優先して供給され、農民は常に最低限の食糧しか保有していなかった。農村は工業化のために莫大な犠牲を強いられてきたのである。

なお、農村部は基本的に国家福祉システムから排除されており、国家福祉システムは、あくまでも17~18%（都市化率）の人口しかカバーしていなかった。社会主義国家では、失業者は原則として存在しないため、都市化率はほぼ非農業の就労人口及びその家族を含む都市人口数につながっている。ソ連の都市化率は1926年（ソ連初の全国規模の人口センサス）の18%から1989年（ソ連の最後の国勢調査）の65.9%へと達した。同じ社会主義国家であるものの、中国の都市化率は1950年の11.18%から1961年の19.29%へと昇ったが、大躍進政策の挫折した後に、ずっと17%~18%前後の横ばい状態であった（中国国家統計局『中国統計年鑑1985』）。1989年のソ連の都市人口1.89億人で、1978年の中国の非農業戸籍人口が1.713億人である。ソ連の社会主義経済のピーク期の都市人口が1.7~1.8億人前後に維持しており、1978年までの中国の都市人口も1.7~1.8億人前後に維持していた。これは偶然な数値であろうか、あるいはこれが計画経済体制の支えられる人口の限界であろうかと思わせる。

最後に、こうした計画経済期における福祉

政策の諸問題が、市場経済期以降後、解決されたのか、また、市場経済期の福祉政策にどのような影響を与えたのか？その答えとして、改革開放期（市場経済期）になると、計画経済期の福祉政策そのものが改革の対象となっており、福祉政策改革は、計画経済期に形成されてきた福祉政策を破壊し、近代的な社会保障制度を整備する過程であると言われる。勿論、社会主義的イデオロギーや計画経済期の福祉政策の遺制などが、改革開放期の福祉政策改革の方向性に影響を及ぼしていることを否定できない。例えば、潘（2014）は、現段階で中国の社会保障制度改革が目指すのは、「社会主義計画経済期の公正性と市場経済改革期の効率性を両立させ、両者の結合」を目指す「ナショナル・ミニマム」であると主張している⁷⁴。澤田（2015）は改革開放期における福祉政策改革について、計画経済の非効率性に対する反動もあって市場を偏重した結果、社会保障・福祉に関する政府の責任が個人に転嫁され、個人責任や家族責任が強調されたと指摘している⁷⁵。いずれにせよ、現在の社会保障制度改革は、都市農村それぞれに適用される社会保障制度を統合する「城乡居民基本医療保険」（国発〔2014〕8号）や「城乡居民基本養老保険」（国発〔2016〕3号）、および「最低生活保障制度城乡一体化」（民発〔2021〕57号）といった社会保障制度の健全化に注力して中国版の「国民皆保険・皆年金」を目指しているのが事実である。改革開放期（市場経済期）における福祉政策改革がどのように形作られてきたかを今後の課題にしたい。

脚注*

¹ 慶應義塾大学大学院法学研究科助教（有期・研究奨励）

- ² 厚生労働省 (2012) 『平成 24 年版厚生労働白書』日経印刷(2012/9/1) 5 頁参照
- ³ Jerry Z. Muller (2013). *Capitalism and Inequality What the Right and the Left Get Wrong*. Foreign affairs (Council on Foreign Relations). pp.30-51.
- ⁴ Esping-Andersen, Gøsta (1990). *The three worlds of welfare capitalism*. Princeton, New Jersey: Princeton University Press. (岡沢憲英・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界 —比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房 2001).pp.8-35.
- ⁵ Stephan Haggard & Robert R. Kaufman (2008). *Development, Democracy, and Welfare States : Latin America, East Asia, and Eastern Europe*. Princeton: Princeton University Press. pp.143-155.
- ⁶ 宇佐見耕一 (2010) 「キューバの社会保障：理念と現実」山岡加奈子編『ラウル政権下のキューバ』調査報告書 アジア経済研究所 126 頁参照.
- ⁷ 仙石学 (2010) 「中東欧諸国における福祉枠組みの再編—政党政治の視点から」仙石学, 林忠行編,『体制転換研究の先端的議論』(『スラブ・ユーラシア研究報告集』No.2), 北海道大学スラブ研究センター, 63-90 頁参照.
- ⁸ 同上.
- ⁹ 宇佐見耕一 (2010) 「キューバの社会保障：理念と現実」山岡加奈子編『ラウル政権下のキューバ』調査報告書 アジア経済研究所 125 頁参照.
- ¹⁰ ソ連の人間が都市に流入して居住するためには国内パスポートの携行が必要であり, 同時にその帰着地における居住許可 (Propiska) を得ることが求められた. 但し住民登録を行っていないことに対する罰則を定めた法律はソ連においても存在しなかった. ——雲和広 (2019) 「ソビエト期ロシアにおける地域間人口再配置—再論—」一橋大学経済研究所『経済研究』Vol. 70, No. 1, Jan. 2019, 54-72 頁.
- ¹¹ 王海光(2011)「移植與積変: 中国当代戸籍制度的形成路径及其蘇聯因素的影響」『党史研究與教学』2011 年第 6 期 26-36 頁.
- ¹² 「国家—単位保障」は①国家保障 (国家財政支出による福祉項目) : 機関事業単位の職員の社会保障 (医療, 年金, 住宅保障), 都市住民の価格補助, 軍人優遇, 民政福利, 農村災害救済; ②単位保障: 企業労働保険 (年金, 医療, 労災, 出産, 遺族生活保障など), 福利厚生 (福祉施設, 福利住宅, 各種の生活手当など) という二つレベルの構造がある. 単位保障の福祉費が足りない場合は国家が補助することから, 結果的に単位保障も国家保障になると指摘されている (鄭功成編著 (2002) 『中国社会保障制度変遷與評估』中国人民大学出版社).
- ¹³ 「単位福祉モデル」は福祉供給が「単位」を経由して行われることで単位福祉モデルと呼ばれている.
- ¹⁴ 鍾家新 (2008) 「毛沢東時代の社会福祉政策」袖井孝子・陳立行編著『転換期中国における社会保障と社会福祉』62 - 88 頁.
- ¹⁵ 田多英範 (2004) 「生活保障制度から社会保障制度へ」田多英範編『現代中国の社会保障制度』流通大学出版会 (2004 年 2 月) 1-25 頁.
- ¹⁶ 朱思琳 (2004) 「財政改革と中央政府の新たな役割——積極的な財政政策の実施と社会保障制度の構築」田多英範編『現代中国の社会保障制度』流通大学出版会 (2004 年 2 月) 27 - 63 頁.
- ¹⁷ 歴史過程のマルクス主義的「運動法則」では成熟した資本主義システムの胎内から社会主義を取り上げると想定されている. つまり, ここで指摘したいのは「現実社会主義国家」は社会主義建設に必要な生産力の発展水準に

- まだ到達していない時に、社会主義建設を開始したということである。
- 18 W.ブルス・K ラスキ著, 佐藤経明・西村可明訳 (1995) 『マルクスから市場へ: 経済システムを構築する社会主義』岩波書店 25 頁参照.
- 19 平泉公雄 (1979) 『社会主義的工業化と資本蓄積構造——ハンガリーの歴史的経験』アジア経済研究所 5 頁.
- 20 劉少奇「国家的工業化和人民生活水平的提高 (1950 年)」『劉少奇選集 (下卷)』人民出版社 (1985) 6-7 頁.
- 21 毛沢東「關於農業合作化問題(1955 年 7 月 31 日)」『毛沢東選集 (第五卷)』人民出版社 (1977 年 4 月) 168~191 頁.
- 22 小林弘二 (1990 年) 『中国の世界認識と開発戦略: 視座の転換と開発の課題』アジア経済研究所 166 頁.
- 23 李安增(1995)「毛沢東の赶超戦略論析」『毛沢東思想研究』1995(02): 120-124 頁
- 24 「中国共産党第八届全国代表大会第二次會議關於中央委員會的工作報告的決議 (1958 年 5 月 23 日)」『中国共産党歴次全国代表大会数拠庫』
<http://cpc.people.com.cn/GB/64162/64168/64560/65452/4441999.html> 2021 年 3 月 25 日最終アクセス.
- 25 毛沢東「關於向軍委會議印發《兩年超過英国》報告的批語 (1958 年 6 月 22 日)」中共中央文獻研究室 (編) 『建国以来毛沢東文稿 (第七冊)』中央文獻出版社,1992 年 8 月,278 頁.
- 26 陳雲「実行糧食統購統銷 (一九五三年十月十日)」中共中央文獻編輯委員會(編)『陳雲文選(第二卷)』人民出版社,1995 年,203-217 頁.
- 27 「國務院關於由国家計画收購(統購)和統一收購的農產品和其他物資不准進入自由市場的規定」『建国以来重要文獻選編 (第十冊)』中央文獻出版社 (1994) 531 頁.
- 28 陳雲「關於計画收購和計画供応 (1954 年 9 月 23 日)」『陳雲文選 (第二卷)』人民出版社 (1995) 255-264 頁.
- 29 陳雲「実行糧食統購統銷(1953 年 10 月 10 日)」『陳雲文選 (第二卷)』人民出版社 (1995 年) 203-217 頁.
- 30 「中共中央關於全党大搞對外貿易收購和出口運動的緊急指示 (1960 年 8 月 10 日)」『建国以来重要文獻選編 (第十三冊)』中央文獻出版社 (1994) 512 頁.
- 31 周恩来「關於労働工資和勞保福利的報告 (1957 年 9 月 26 日)」『建国以来重要文獻選編 (第十冊)』中央文獻出版社 (1994) 573 頁.
- 32 滕鑑 (2016) 「中国の計画經濟時代における体制改革」『岡山大学經濟学会雜誌』48 (1) 45-60 頁.
- 33 例えば、「關於实行企業利潤留成的几項規定 (1958 年 5 月 22 日)」、「国营企業提用企業獎勵基金的暫行弁法 (1952 年 1 月 15 日)」などがある.
- 34 前掲朱思琳 (2004) 37 頁.
- 35 林裕宏(2013)「改革開放前国有企業利潤分配制度的演進」『産権導刊』. 2013,(07): 36-40 頁
- 36 列寧「關於对杜馬提出的工人的国家保險法案的態度」中共中央編訳局 (1990 年) 『列寧全集第二十一卷』人民出版社 154-157 頁.
- 37 「1950 年 6 月 17 日 政務院發布「關於救濟失業工人的指示」和「救濟失業工人暫行弁法」」龔育之(編)『中国二十世紀通鑑 (1941-1960)』線装書局, 2002 年 9 月,3254 頁.
- 38 1954 年 9 月 20 日に中華人民共和國憲法が制定されたことにより, 同年 9 月 27 日, 政務院は國務院に改組された. 國務院は中央人民政府とされ, 最高国家行政機關に位置づけられた. 國務院の前身である政務院は, 中央人民

- 政府の執行機関として設置された。政務院はその職能において国務院とほぼ同じであったが、国務院が最高国家行政機関であるのに対し、政務院は中央人民政府に直属する国政の最高執行機関と位置づけられたことに差異がある。また、政務院は軍事に関する管理権はなく、国防部も設置されていなかった。
- ³⁹ 程連昇 (2002) 「新中国第一次失業高峰の形成和治理」『中国経済史研究』2002 年第 1 期 106 頁
- ⁴⁰ 李玉荣・王海光 (2010) 「1958 年「戸口登記条例」出台の制度背景探析」『中共党史研究』2010 年 9 期 48 頁
- ⁴¹ 中国国家統計局社会統計司編『中国労働工資統計資料(1949-1985)』中国統計出版社(1987) 109 頁.
- ⁴² 「中央關於旧人員問題处理的指示 (1949 年 9 月)」中央档案館編 (1992) 『中共中央文献選集 (第十八冊)』中共中央党校出版社 460 頁.
- ⁴³ 丸川知雄 (2013) 『現代中国経済』有斐閣アルマ 78 頁.
- ⁴⁴ 「政務院關於労働就業問題的決定」(一九五二年七月二十五日政務院第一百四十六次政務會議通過一九五二年八月六日發布) 中国社会科学院人口與労働經濟研究所 (編) 『中国人口年鑑』1985 年,100-104 頁.
- ⁴⁵ 劉洪清(2019) 「三年恢復時期的考題：救済失業工人」『中国社会保障』2019,(Z1):16-17 頁.
- ⁴⁶ 丸川知雄 (2013) 前掲 79 頁
- ⁴⁷ 劉少奇「当前經濟困難的原因及其克服的弁法 (1961 年 5 月 31 日)」『劉少奇選集 (下卷)』人民出版社,1985 年 12 月第 1 版,335-341 頁.
- ⁴⁸ 「中央工作會議關於減少城鎮人口和壓縮城鎮糧食銷量的九条弁法 (1961 年 6 月 16 日經中央批准)」『建国以来重要文献選編 (第十四冊)』中央文献出版社,1994 年,412-415 頁.
- ⁴⁹ 丸川知雄(2002) 『労働市場の地殻変動』シリーズ現代中国経済 3, 名古屋大学出版会 66 頁.
- ⁵⁰ 「中華人民共和国憲法」(1954 年) 第九十一条
- ⁵¹ 三無老人とは労働能力喪失, 収入源がない, 法的扶養者がいない老人である.
- ⁵² 「労働力統包統配制度」苑茜,周冰,沈士倉等主編『現代労働関係辞典』中国労働社会保障出版社,2000 年 4 月, 電子版
(https://mall.cnki.net/Reference/ref_readerItem.aspx?bid=R200607205&recid=r2006072050000555) 2021 年 3 月 25 日最終アクセス.
- ⁵³ 「中華人民共和国労働保險条例」(1951 年 2 月 23 日) 第七条.
- ⁵⁴ 前掲 (31) 第九条.
- ⁵⁵ 孫曉冬 (2006) 『中国型ワークフェアの形成と展開』昭和堂 177 頁.
- ⁵⁶ 毛沢東「在中国共產党第八屆中央委員會第二次全体會議上的講話 (1956 年 11 月 15 日)」『毛沢東選集 (第五卷)』人民出版社 (1977) 313 頁.
- ⁵⁷ 「国務院關於印發加快剝離国有企業社会職能和解决歷史遺留問題工作方案的通知」国發〔2016〕19 号『中国法律知識資源總庫法律法規庫 (篇)』電子版
(<http://cn.oversea.cnki.net/law/detail/detail.aspx?filename=la201801110045&dbcode=CLKLP&dbname=CLKLP>) 2021 年 3 月 28 日最終アクセス.
- ⁵⁸ 裸足の医者：裸足で、畑で働く傍ら、医師の役割を果たす半農半医の衛生員である。生産隊の一員として働く傍ら、診療行為を行い、その診療の実労働に応じて生産隊の収益から報酬を得る。
- ⁵⁹ 「六二六指示」：1965 年 6 月 26 日, 毛沢東がなされた指示「衛生部は全国 15%の人口のために働いている。この 15%の人は主としてだ

んな様である。多くの農民は医療サービスを受けない状態である。農村部には医者もない、医薬品もない。衛生部は人民の衛生部ではない、都市衛生部かだんな様衛生部か都市だんな様衛生部に変えたほうが良い。医療衛生工作の重点を農村に置いておくべき、農民が養える（負担できる）医者を育成すべき。—『毛沢東年譜（1949-1976）第五卷』中央文献出版社（2013）505頁。

- ⁶⁰ 小林良彰・黄璋（2017）「中国の社会保障政策の変遷」『地方財務』2017年11月号182頁。
- ⁶¹ 同上。
- ⁶² 同上。
- ⁶³ 「農村人民公社工作条例（修正草案）」（1961年6月15日）『建国以来重要文献選編（第十四冊）』中央文献出版社,1994年,385-411頁。
- ⁶⁴ 同上。
- ⁶⁵ 文刃（2012）「方寸粮票：計画経済的歴史見証」『党史文苑』2012年05期49-53頁。
- ⁶⁶ 成海軍・陳曉麗(2011)「計画経済期中国共産党社会福利思想研究」『中国浦東干部学院学报』(第5卷第3期)2011(05):102-108頁。
- ⁶⁷ 許欣欣(2000)『当代中国社会結構変遷與流動』社会科学文献出版社,2000年,108頁。
- ⁶⁸ 「国務院關於職工生活方面若干問題的指示（1957年1月11日）」『中華人民共和国国務院公報』1957年03期。
- ⁶⁹ 田毅鵬・陳卓（2014）「單位人“住房策略”及其对单位共同体的影響——以Y厂為例」『學習與探索』2014,(06):14-22頁。
- ⁷⁰ 「国務院關於職工生活方面若干問題的指示（1957年1月11日）」『中華人民共和国国務院公報』1957年03期。
- ⁷¹ 李富春「工資改革的意義及改革的原則（1956年4月3日）」『建国以来重要文献選編（第八冊）』中央文献出版社,1994年,222頁。

⁷² 同上。

⁷³ 肖冬連(2005)「中国二元社会結構形成的歴史考察」『中共党史研究』2005,(01):21-31頁。

⁷⁴ 沈潔(2014)『中国の社会福祉改革は何を指そうとしているのか—社会主義・資本主義の調和—』（ミネルヴァ書房）。

⁷⁵ 澤田ゆかり(2015)「書評：沈潔著『中国の社会福祉改革は何を指そうとしているのか—社会主義・資本主義の調和—』（ミネルヴァ書房,2014年）」『海外社会保障研究』Autumn 2015 No. 192, 57-61頁を参考。

*参考文献

- [1] Jerry Z. Muller (2013). *Capitalism and Inequality What the Right and the Left Get Wrong*. Foreign affairs (Council on Foreign Relations). pp.30-51.
- [2] Esping-Andersen, Gøsta (1990). *The three worlds of welfare capitalism*. Princeton, New Jersey: Princeton University Press. (岡沢憲英・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界—比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房2001),pp.8-35.
- [3] Stephan Haggard and Robert R. Kaufman (2008). *Development, Democracy, and Welfare States : Latin America, East Asia, and Eastern Europe*. Princeton: Princeton University Press. pp.143-155.
- [4] 宇佐見耕一（2010）「キューバの社会保障：理念と現実」山岡加奈子編『ラウル政権下のキューバ』調査報告書 アジア経済研究所126頁参照。
- [5] 仙石学（2010）「中東欧諸国における福祉枠組みの再編—政党政治の視点から」仙石学, 林忠行編,『体制転換研究の先端的議論』（『スラブ・ユーラシア研究報告集』No.2）,

- 北海道大学スラブ研究センター, 63-90 頁参照.
- [6] 雲和広 (2019) 「ソビエト期ロシアにおける地域間人口再配置—再論—」一橋大学経済研究所『経済研究』Vol. 70, No. 1, Jan. 2019, 54-72 頁.
- [7] 王海光(2011)「移植與枳變: 中国当代戸籍制度的形成路径及其蘇聯因素的影響」『党史研究與教学』2011 年第 6 期 26-36 頁.
- [8] 鍾家新 (2008) 「毛沢東時代の社会福祉政策」袖井孝子・陳立行編著『轉換期中国における社会保障と社会福祉』62 - 88 頁.
- [9] 田多英範編(2004)『現代中国の社会保障制度』流通大学出版会 (2004 年 2 月) 1-25 頁.
- [10] W.ブルス・K ラスキ著, 佐藤経明・西村可明訳 (1995) 『マルクスから市場へ: 経済システムを構築する社会主義』岩波書店 25 頁参照.
- [11] 平泉公雄 (1979) 『社会主義的工業化と資本蓄積構造——ハンガリーの歴史的経験』アジア経済研究所 5 頁.
- [12] 小林弘二 (1990 年) 『中国の世界認識と開発戦略: 視座の轉換と開発の課題』アジア経済研究所 166 頁.
- [13] 李安增(1995)「毛沢東的赶超戰略論析」『毛沢東思想研究』1995(02): 120-124 頁
- [14] 藤鑑 (2016) 「中国の計画経済時代における体制改革」『岡山大学経済学会雑誌』48 (1) 45-60 頁.
- [15] 林裕宏(2013)「改革開放前国有企業利潤分配制度的演進」『産権導刊』. 2013,(07): 36-40 頁
- [16] 龔育之(編)『中国二十世紀通鑑(1941-1960)』線装書局, 2002 年 9 月, 3254 頁.
- [17] 程連昇 (2002) 「新中国第一次失業高峰的形成和治理」『中国經濟史研究』2002 年第 1 期 106 頁
- [18] 李玉榮・王海光 (2010) 「1958 年「戸口登記条例」出台的制度背景探析」『中共党史研究』2010 年 9 期 48 頁
- [19] 中国国家统计局社会統計司編『中国労働工資統計資料(1949-1985)』中国統計出版社 (1987) 109 頁.
- [20] 丸川知雄 (2013) 『現代中国経済』有斐閣アルマ 78 頁.
- [21] 劉洪清(2019)「三年恢復時期的考題: 救済失業工人」『中国社会保障』2019,(Z1):16-17 頁.
- [22] 丸川知雄(2002)『労働市場の地殻變動』シリーズ現代中国経済 3, 名古屋大学出版会 66 頁.
- [23] 孫曉冬 (2006) 『中国型ワークフェアの形成と展開』昭和堂 177 頁.
- [24] 小林良彰・黄璋 (2017) 「中国の社会保障政策の変遷」『地方財務』2017 年 11 月号 182 頁.
- [25] 文刃 (2012) 「方寸粮票: 計画経済的歴史見証」『党史文苑』2012 年 05 期 49-53 頁.
- [26] 成海軍・陳曉麗(2011)「計画経済期中国共産党社会福利思想研究」『中国浦東干部学院学報』(第 5 卷第 3 期)2011(05):102-108 頁.
- [27] 許欣欣(2000)『当代中国社会結構變遷與流動』社会科学文献出版社, 2000 年, 108 頁.
- [28] 田毅鵬・陳卓 (2014) 「單位人“住房策略”及其對單位共同体的影響——以 Y 厂為例」『學習與探索』2014,(06): 14-22 頁.
- [29] 肖冬連(2005)「中国二元社会結構形成的歴史考察」『中共党史研究』2005,(01): 21-31 頁.
- [30] 沈潔(2014)『中国の社会福祉改革は何を目指そうとしているのか—社会主義・資本主義の調和—』ミネルヴァ書房.